『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例』の 一部改正について

1. 改正の目的

太陽光発電設備設置事業に起因する災害予防の強化及び、10,000 平方メートル以下の太陽光発電設備設置事業についても、地域への協議促進を図る事を目的とし、『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例』(以下「条例」という)について改正を行うものです。

2. 改正の経緯

笠間市では平成28年に県内初となる条例を施行し、10,000平方メートル超の大規模な太陽光発電設備設置事業について、市との事前協議、地元行政区に居住する市民及び近隣関係者に対して説明会を開催し、十分な理解を得ることを求めてきました。

その結果、発電施設の施工前に地域住民と事業者との間で話し合いの機会が設けられ、計画への地元意見の反映や、災害、地域貢献に関する協定が結ばれるなど、 条例の目的である太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関して一定の成果が 見られています。

一方で、大雨などによる土砂災害に対する懸念や、10,000 平方メートル以下の太陽光発電設備設置についても、問い合わせや説明等を求める声が増加傾向にあります。

また、太陽光発電設備設置に関連する国の動きとして、令和5年4月から森林法に基づく林地開発許可の適用面積が、現在の『10,000平方メートル超』から『5,000平方メートル超』に引き下げられることとなっています。

3. 改正の概要

- ○条例の適用を受ける事業面積を、現行の『10,000 平方メートル超』から笠間市開発事業指導要綱に基づく事前協議が必要な面積『3,000 平方メートル以上』とし、太陽光発電事業者と地域住民との協議促進を図ります。
- ○『事業者の責務』として、『太陽光発電設備及び防災施設の適正な維持管理による災害の未然防止』の規定を追加し、事業地の適正な維持管理と災害防止措置 を講じる事を求めます。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。
 - (1) 太陽光発電設備設置事業 <u>再生可能</u> エネルギー電気の利用の促進に関する特 別措置法(平成23年法律第108号)第2条第 <u>3項</u>に規定する太陽光を電気に変換する 設備(送電に係る鉄柱等を除く。)及びそ の<u>附属</u>設備(以下「太陽光発電設備」とい う。)の設置を行う事業をいう。

(定義)

- 第2条 この条例において,次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 太陽光発電設備設置事業 <u>電気事業</u> 者による再生可能エネルギー電気の調 達に関する特別措置法(平成23年法律第 108号)第2条第4項に規定する太陽光を 電気に変換する設備(送電に係る鉄柱等 を除く。)及びその付属設備(以下「太陽 光発電設備」という。)の設置を行う事業 をいう。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を 遵守し、笠間市の自然環境及び生活環境 に十分配慮し、事業区域の周辺の住民と の良好な関係を保つよう努めなければな らない。
- 2 事業者は、その事業に必要な公共施設を 自らの負担と責任において整備するよう 努めなければならない。
- 3 事業者は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された太陽光発電設備を用いて実施する発電事業(以下「発電事業」という。)が終了したときは、速やかに原状回復等に努めなければならない。
- 4 事業者は、太陽光発電設備及び防災施設 の適正な維持管理に努め、災害の未然防止に 必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、関係法令及びこの条例を 遵守し、笠間市の自然環境及び生活環境 に十分配慮し、事業区域の周辺の住民と の良好な関係を保つよう努めなければな らない。
- 2 事業者は、その事業に必要な公共施設を 自らの負担と責任において整備するよう 努めなければならない。
- 3 事業者は、事業を廃止し、又は当該事業により設置された太陽光発電設備を用いて実施する発電事業(以下「発電事業」という。)が終了したときは、速やかに原状回復等に努めなければならない。

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、事業区域の面積が3,000平方メートル以上の事業に適用する。ただし、建築物に太陽光発電設備を設置する事業は除く。

(適用を受ける事業)

第7条 この条例の規定は、事業区域の面積 が10,000平方メートルを超える事業に適 用する。ただし、建築物に太陽光発電設 備を設置する事業は除く。

4. 条例(案)の施行日

令和5年10月1日施行予定